

2017年理容業界振興論文

理容の未来はあなたの提言から

理容業が「やる気・勇気・元気」をスローガンに掲げ、未来ある業を目指して歩みはじめています。そして、理容師一人ひとりには、時代の変化を認識し、行動と意識改革を始めていくことが求められていると言えます。

全国理容連合会では業界の振興、組織の活性化と組織力の向上を目的に、理容業従事者の皆さまより、意見や考えを「理容業界振興論文」として募集しています。

未来の理容業を築いていくための広い視野による提言として、多くの論文をお待ちしております。

全国理容生活衛生同業組合連合会

2017年理容業界振興論文 募集要項

1. 論文テーマ

◎わたしの提言（内容は自由）

〔論文テーマ例〕

- ・私のサロンの経営戦略
- ・理容業と福祉
- ・キッズ集客の方策
- ・高度な理容技術の提供について
- ・規制改革への対応

2. 応募資格

各都道府県組合の組合員、またはその従業員（家族従業員を含む）とします。

団体やグループでの応募の場合は、各都道府県組合の組合員やその従業員を主たる構成員としている団体やグループとします。また、連合会および各都道府県組合事務局職員も可とします。

3. 応募要領

①400字詰め原稿用紙（A4サイズ）で10枚以上15枚以内とします。

表紙、目次は枚数に含めませんが、図表・写真・参考資料は制限枚数に含めます。縦書き・横書き、どちらも可。ページ番号を必ず入れること。

②自筆（鉛筆書きは不可）、パソコン等での作成とも可とします。

パソコンで作成の場合は、プリントアウトしたもの1部、および論文を記録した記録媒体（CD-R等）1点を添付してください。

③論文には「郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、年齢、性別、免許取得年月日、組合員・従業員・職員の別」を明記した用紙を添付すること。

なお、団体やグループで応募の場合は、別紙に団体名と代表者について上記事項を明記の上、構成メンバーリスト（氏名）を記載した用紙を添付すること。

④文献等を参考にされた場合は、その文献名を巻末にまとめて記載すること。

また、本文中に引用した場合は、引用部分を明確に区分し表記すること。

⑤審査は論文番号のみにより厳正に行いますので、本文中に応募者の名前、組合名、サロン名など、本人とわかるような記述をしないこと。

⑥応募論文は未発表の作品に限ります。

なお、著作権は連合会に帰属し、論文は返却しないこととします。

4. 審査委員および審査

学識経験者等により厳正に審査を行います。

従来にない、新しい視点による作品・テーマを期待します（審査委員会の声）。

5. 表彰

平成29年10月15日(日)開催の第172臨時総会（於：和歌山県）の席上において、最優秀賞1名、優秀賞若干名を表彰します。最優秀賞には厚生労働大臣賞が贈られる予定です。

最優秀賞、優秀賞受賞者には賞状ならびに副賞（最優秀賞20万円、優秀賞5万円）を贈呈するほか、連合会旅費支給要項に基づき、表彰式出席のための旅費を支給します。

なお、団体による受賞の場合は、代表者1名に旅費を支給します。

6. 発表

最優秀賞作品は『理楽TIMES』紙上で、また、最優秀賞および優秀賞作品は連合会ホームページ上で発表する予定です。

7. 論文の応募先

論文は所属の各都道府県組合へ応募してください。団体の場合は、代表者が所属する組合へ応募してください。

8. 応募締切日

平成29年6月末日（締切日を過ぎて到着した論文は受け付けませんのでご注意ください）。

9. お問い合わせ先

各都道府県組合、または全国理容連合会・理容業界振興論文係（TEL：03-3379-4111）まで。